

○名古屋大学大学院通則(案)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、文化の進展に寄与するとともに、学術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第 2 条 研究科及び専攻は、次のとおりとする。

研究科 専攻

文学研究科 人文学

教育発達科学研究科 教育科学, 心理発達科学

法学研究科 総合法政, 実務法曹養成

経済学研究科 社会経済システム, 産業経営システム

理学研究科 素粒子宇宙物理学, 物質物理学, 生命理学, 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学

医学系研究科 医科学, 総合医学, 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学, 看護学, 医療技術学, リハビリテーション療法学

工学研究科 化学・生物工学, マテリアル理工学, 電子情報システム, 機械理工学, 航空宇宙工学, 社会基盤工学, 結晶材料工学, エネルギー理工学, 量子工学, マイクロ・ナノシステム工学, 物質制御工学, 計算理工学

生命農学研究科 生物圏資源学, 生物機構・機能科学, 応用分子生命科学, 生命技術科学

国際開発研究科 国際開発, 国際協力, 国際コミュニケーション

多元数理科学研究科 多元数理科学

国際言語文化研究科 日本語文化, 国際多元文化

環境学研究科 地球環境科学, 都市環境学, 社会環境学

情報科学研究科 計算機数理科学, 情報システム学, メディア科学, 複雑系科学, 社会システム情報学

創薬科学研究科 基盤創薬学

2 前項の医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻及び理学研究科名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻は、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 35 条に定める国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)とする。

(専門職大学院等)

第 2 条の 2 前条の法学研究科実務法曹養成専攻は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 99 条第 2 項に定める専門職大学院とする。

2 前項の法学研究科実務法曹養成専攻は、専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令

第 16 号)第 18 条第 1 項に定める法科大学院(以下「法科大学院」という。)とする。

(課程)

第 3 条 研究科の課程は、博士課程とする。ただし、法学研究科にあつては、博士課程及び法科大学院の専門職学位課程(以下「法科大学院の課程」という。)とし、医学系研究科にあつては、修士課程及び博士課程とする。

2 博士課程(医学系研究科の医学を履修する博士課程(以下「医学博士課程」という。)を除く。)は、前期 2 年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「後期課程」という。)に区分する。

3 前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 医学博士課程は、区分を設けない課程とする。

(収容定員)

第 4 条 大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(標準修業年限)

第 5 条 博士課程の標準修業年限は、5 年とする。ただし、医学博士課程の標準修業年限は、4 年とする。

2 医学系研究科の修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3 年とする。

(在学年限)

第 6 条 博士課程(医学博士課程を除く。)の在学年限は、前期課程では 4 年、後期課程では 6 年とする。

2 医学系研究科の修士課程の在学年限は 4 年、医学博士課程の在学年限は 8 年とする。

3 法科大学院の課程の在学年限は、6 年とする。

(学年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 8 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

第 2 学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 9 条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

春季休業 4 月 1 日から 4 月 4 日まで

夏季休業 8 月 8 日から 9 月 30 日まで

冬季休業 12 月 28 日から翌年 1 月 7 日まで

2 臨時の休業日は、総長がその都度定める。

## 第2章 入学、進学、転科及び転専攻

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

3 国際連携専攻の入学の時期は、前2項の規定にかかわらず、当該研究科において、別に定めることができる。

(前期課程、医学系研究科の修士課程及び法科大学院の課程の入学資格)

第11条 前期課程、医学系研究科の修士課程及び法科大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 法第104条第4項第1号の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

七 文部科学大臣の指定した者

八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程(その修了者が学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

九 本学大学院において、個別の入学資格審査(以下「個別審査」という。)により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(後期課程の入学又は進学の資格)

第12条 後期課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 本学大学院若しくは他の大学院で修士の学位又は専門職学位を授与された者

二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門

職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国に大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第31条の2に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 本学大学院において、個別審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの  
(医学博士課程の入学又は進学の資格)

第13条 医学博士課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者

二 外国において学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号の定めるところによる。)

六 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

七 本学大学院において、個別審査により、大学の、医学、歯学、薬学(修業年限が6年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学及び進学の出願手続)

第14条 前3条に規定する者で入学又は進学を志願するものは、所定の期日までに願書を当該研究科に提出しなければならない。ただし、入学を志願する者は、願書に第38条の検定料を添えなければならない。

(入学試験及び進学試験)

第15条 前条の入学志願者又は進学志願者に対しては、研究科において入学試験又は進学試験を行い、合格者を決定する。

(入学及び進学の許可)

第16条 総長は、前条の入学試験の合格者で第39条の入学料の納入、保証書、宣誓書の提出等所定の手続を完了したものに、入学を許可する。

2 研究科長は、前条の進学試験の合格者で所定の手続を完了したものに、進学を許可する。

(再入学、転入学及び編入学)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科において選考の上、適當の課程に総長が入学を許可することができる。

一 第29条の規定による本学大学院の退学者で、再び同一の課程に入学を志願するもの

二 他の大学院に在学する者又は我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(法第102条第1項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学した者で、本学大学院に転学を志願するもの

三 修士課程、博士課程の前期課程又は専門職学位課程を修了した者で、本学大学院に入学を志願するもの

2 第14条及び前条の規定は、前項の規定により入学する場合に準用する。

(転科及び転専攻)

第17条の2 学生が他の研究科に転科を志願しようとするときは、事由を詳記した転科願を所属研究科長を経て、当該研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願しようとするときは、当該研究科の定めるところにより、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の学生が既に修得した授業科目の単位の認定及び在学期間に関しては、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長が行うものとする。

第3章 教育課程、授業、研究指導、留学等

(教育課程、授業、研究指導、成績評価等)

第18条 教育課程、授業、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)、成績評価等に関することは、名古屋大学大学院共通科目規程(平成22年度規程第47号。以下「大学院共

通科目規程」という。)及び研究科規程で定める。

(学修計画)

第 19 条 入学又は進学を許可された者は、研究科の定める指導教員の指導の下に学修計画を立て、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長の承認を得なければならない。

(単位)

第 20 条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。

2 各授業科目の単位数の計算の基準は、大学院共通科目規程及び研究科規程で定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 20 条の 2 学生(法科大学院の学生を除く。)が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認める場合は、本学大学院において修得したものとして認定することができる。この場合において、単位の認定は、10 単位を超えない範囲とする。

2 前項の既修得単位の取扱いについては、研究科において定める。

(他の研究科の授業科目の履修)

第 21 条 学生は、他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合においては、所属研究科長を経て、当該研究科長の許可を得なければならない。

2 学生は、大学院共通科目規程に定める授業科目を履修することができる。この場合においては、所属研究科長を経て、教養教育院長の許可を得なければならない。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第 22 条 学生は、研究科長の許可を得て、他の大学院において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の場合、研究科長は、あらかじめ当該大学院との間において必要な事項について協議するとともに、許可に当たっては、研究科教授会の議を経るものとする。

3 第 1 項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は、10 単位を超えない範囲で、本学大学院において修得したものとして認定することができる。

4 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第 23 条 学生は、研究科長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において、研究指導(第 67 条で規定する国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。)を受けることができる。ただし、前期課程及び医学系研究科の修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により学生が研究指導を受ける場合に準用する。

(留学)

第 24 条 学生は、研究科長の許可を得て、休学することなく、外国の大学院において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 学生は、研究科長の許可を得て、休学することなく、外国の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることができる。

3 第 22 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により学生が留学する場合に、同条第 3 項の規定は、第 1 項の規定により学生が留学する場合に、前条第 1 項ただし書の規定は、前項の規定により学生が留学する場合に準用する。

(休学期間中の他の大学院の修得単位の取扱い)

第 24 条の 2 学生が休学期間中に他の大学院(外国の大学院を含む。)において修得した単位については、教育上有益と認める場合は、本学大学院において修得したものと認定することができる。

2 第 22 条第 3 項の規定は、前項の規定により本学大学院において修得したものと認定する場合に準用する。

(教職課程)

第 25 条 本学大学院において、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に規定する教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

2 教職課程については、別に定める。

#### 第 4 章 休学及び復学

(休学)

第 26 条 学生は、傷病その他の事由により 3 月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定により休学しようとする者は、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、これを提出しなければならない。

3 第 1 項の場合において、研究科長は、研究科教授会の議を経て、これを許可する。

4 傷病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、研究科長は、研究科教授会の議を経て、期間を定め、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 27 条 休学は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者には、更に引き続き休学を許可することができる。

2 博士課程(医学博士課程を除く。)の休学期間は、通算して前期課程では 2 年、後期課程では 3 年を超えることができない。

3 医学系研究科の修士課程の休学期間は、通算して 2 年、医学博士課程の休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

4 法科大学院の課程の休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。ただし、第 33 条の 2

第 2 項の規定する者の休学期間は、3 年から同項の規定により法科大学院に在学したものとみなす期間を除いた期間を超えることができない。

5 やむを得ない特別な事由があると認められるときは、前 3 項の規定にかかわらず、更に休学期間の延長を許可することができる。

6 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第 28 条 学生は、休学期間中にその事由が消滅したときは、研究科長の許可を得て、復学することができる。

2 第 26 条第 4 項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、学校医の診断書を添え、研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

## 第 5 章 退学及び転学

(退学)

第 29 条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願を研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、研究科長は、研究科教授会の議を経て、これを許可する。

(転学)

第 30 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事由を詳記した転学願を研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により学生が転学する場合に準用する。

## 第 6 章 課程修了、学位の授与等

(前期課程及び医学系研究科の修士課程の修了)

第 31 条 前期課程又は医学系研究科の修士課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修して 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程又は医学系研究科の修士課程に 1 年以上在学すれば修了を認定することができる。

(博士論文研究基礎力審査)

第 31 条の 2 第 3 条第 2 項の博士課程において、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合は、前条に規定する前期課程の修了要件について、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修



得すべきものについての審査

2 前項に定める要件によって修了を認定しようとする場合は、研究科規程において当該要件を適用する専攻、コース等の履修上の区分を定め、当該履修上の区分において前期及び後期の課程を通じて一貫した体系的な教育課程及び組織的な指導体制を専攻分野の枠を超えて編成し、併せて30単位を超える単位数を前期課程の修了の要件とするものとする。

(博士課程の修了)

第32条 博士課程(医学博士課程を除く。以下この条において同じ。)に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば修了を認定することができる。

2 第31条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第12条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合は、博士課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

(医学博士課程の修了)

第33条 医学博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学博士課程に3年以上在学すれば修了を認定することができる。

(法科大学院の課程の修了)

第33条の2 法科大学院の課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修して98単位以上を修得した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。

2 法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者の前項の在学期間については、1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、32単位を修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により法科大学院が修得したものとみなすことができる単位数は、第22条第3項、

第 24 条第 3 項及び第 24 条の 2 第 2 項の規定により本学大学院において修得したものと認定する単位数と合わせて 35 単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第 34 条 総長は、第 31 条から前条まで及び第 70 条の規定により課程を修了した者に、それぞれ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 学位の種類、論文審査の方法、試験等については、名古屋大学学位規程(平成 16 年度規程第 104 号)の定めるところによる。

(単位等認定書)

第 35 条 博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者には、単位等認定書を交付することができる。

## 第 7 章 除籍及び懲戒

(除籍)

第 36 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該研究科教授会の議を経て、除籍する。

- 一 所定の在学年限に達しても、課程を修了できないとき。
- 二 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- 三 死亡又は行方不明となったとき。
- 四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。
- 五 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者が、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないとき。

(懲戒)

第 37 条 学生の懲戒については、総長が、その都度懲戒委員会を設けて処理する。

2 懲戒委員会の構成については、別に定める。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

## 第 8 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料の納入)

第 38 条 入学を志願する者は、願書を提出する際に検定料を納入しなければならない。

(入学料の納入)

第 39 条 入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 40 条 入学する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

- 一 本学大学院に入学する者であって、経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められるとき。
- 二 前号に規定するもののほか、特別の事情により入学料を納入することが著しく困難であると認め

られるとき。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納入)

第 41 条 各年度に係る授業料は、前期(4 月から 9 月まで)及び後期(10 月から翌年 3 月まで)の 2 期に分けて、それぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を、前期にあつては 4 月、後期にあつては 10 月に納入しなければならない。ただし、後期に係る授業料については、当該年度の前期に係る授業料を納入するときに納入することができる。

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納入することができる。

(学年の途中で課程を修了する場合の授業料)

第 42 条 学生が、特別の事情により学年の途中で課程を修了する場合は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(以下「月割額」という。)に在学する月数を乗じて得た額を、当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし、課程を修了する月が後期の納入すべき時期(以下「後期の納期」という。)後であるときは、後期の納期後の在学期間に係る授業料は、後期の納期に納入しなければならない。

(転学、退学及び除籍の場合の授業料)

第 43 条 学生が、後期の納期前に転学、退学又は除籍の場合、納入すべき授業料の額は、授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(復学した場合の授業料)

第 44 条 学生が、前期又は後期の途中において復学した場合は、月割額に復学の日の属する月から次の納入すべき時期前までの月数を乗じて得た額を、復学の日の属する月に納入しなければならない。

(留学及び停学期間中の授業料)

第 45 条 学生は、留学又は停学期間中であっても、授業料を納入しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 46 条 経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者に対しては、その期の授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の納入)

第 46 条の 2 寄宿舎に入居する者は、所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(寄宿料の免除)

第 46 条の 3 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

2 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第 47 条 第 38 条の検定料, 第 39 条の入学料, 第 41 条の授業料及び第 46 条の 2 の寄宿料の額は, 名古屋大学授業料等の料金に関する規程(平成 16 年度規程第 87 号。以下「料金規程」という。)の定める額とする。

(既納の検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料)

第 48 条 既納の検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料は, 返納しない。ただし, 次に掲げる検定料及び授業料については, この限りでない。

一 法科大学院で行う第 15 条に規定する入学試験を 2 段階の選抜方法で実施する場合において, 出願書類等による第 1 段階目の選抜に合格しなかった者が納入した第 2 段階目の選抜に係る検定料

二 前期に係る授業料を納入するときに, 当該年度の後期に係る授業料を納入した者が, 後期の納期前に休学又は退学した場合における納入した後期に係る授業料

三 第 41 条第 2 項の規定により納入した授業料

第 9 章 大学院特別聴講学生, 科目等履修生, 特別研究学生及び大学院研究生

第 1 節 大学院特別聴講学生

(大学院特別聴講学生)

第 49 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で, 本学大学院において授業科目を履修し, 単位を修得しようとするものがあるときは, 研究科長は, 当該大学院との協議により, 研究科教授会の議を経て, 大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 50 条 大学院特別聴講学生の入学の時期は, 学期の初めとする。ただし, 特別の事情がある場合は, この限りでない。

(授業料等)

第 51 条 大学院特別聴講学生は, 履修しようとする授業科目の単位数に応じて, 入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし, 国立大学の大学院の学生並びに本学と外国の大学との大学間交流協定に基づく外国人留学生で総長が授業料等を不徴収とした者(以下「協定留学生」という。)及び大学間相互単位互換協定に基づく大学院特別聴講学生で総長が授業料を不徴収とした者については, 授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては, 別に定める。

3 第 1 項の授業料については, 免除及び徴収猶予を行わない。

4 大学院特別聴講学生として入学しようとする者は, 検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第 51 条の 2 大学院特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは, 研究科長は, 研究科教授会の議を経て, 除籍することができる。

一 本学の大学院特別聴講学生として適当でないと認められるとき。

二 傷病その他の事由により大学院特別聴講学生として成業の見込みがないと認められるとき。

三 死亡又は行方不明となったとき。

四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

(その他)

第 52 条 本節に規定するもののほか、大学院特別聴講学生に関することは、研究科において定める。

## 第 2 節 科目等履修生

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者がある場合、研究科において適当と認めるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 52 条の 3 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 52 条の 4 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に履修しようとする授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該研究科長に提出しなければならない。

(入学料)

第 52 条の 5 科目等履修生として入学する者は、所定の日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 52 条の 6 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 52 条の 7 科目等履修生の除籍については、第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(その他)

第 52 条の 8 本節に規定するもののほか、科目等履修生に関することは、研究科において定める。

## 第 3 節 特別研究学生

(特別研究学生)

第 53 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科又は研究所等の長は、当該大学院との協議により、研究科教授会等の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 54 条 特別研究学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第 55 条 特別研究学生は、研究指導を受けようとする期間の月数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の大学院の学生並びに協定留学生及び大学間特別研究学生交流協定に基づく特別研究学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第 1 項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別研究学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第 55 条の 2 特別研究学生の除籍については、第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

(その他)

第 56 条 本節に規定するもののほか、特別研究学生に関することは、研究科又は研究所等において定める。

#### 第 4 節 大学院研究生

(大学院研究生)

第 57 条 本学大学院において特別の事項について研究しようとする者がある場合、研究科において適当と認めるときは、大学院研究生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 58 条 大学院研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 59 条 大学院研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該研究科長に提出しなければならない。ただし、協定留学生については、検定料の納入を要しない。

(入学料)

第 60 条 大学院研究生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。ただし、協定留学生については、入学料の納入を要しない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 61 条 大学院研究生は、前期(4 月から 9 月まで)及び後期(10 月から翌年 3 月まで)の 2 期の区分ごとに、それぞれの期における在学予定期間に相当する授業料の額を当該期間における当初

の月に納入しなければならない。ただし、協定留学生については、授業料の納入を要しない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 61 条の 2 大学院研究生の除籍については、第 51 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「大学院研究生」と読み替えるものとする。

(研究費)

第 62 条 研究に要する費用は、特に定めるもののほか、大学院研究生の負担とする。

(その他)

第 63 条 本節に規定するもののほか、大学院研究生に関することは、研究科において定める。ただし、大学院研究生の定員、入学資格、選考方法等を定めるに際しては、教育研究評議会の議を経るものとする。

#### 第 5 節 検定料、入学料及び授業料の額

第 64 条 第 59 条の検定料、第 60 条第 1 項の入学料並びに第 51 条第 1 項、第 55 条第 1 項及び第 61 条第 1 項の授業料の額は、それぞれ料金規程に定める額とする。

#### 第 10 章 外国人留学生

第 65 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の入学許可については、第 16 条に規定する保証書の提出を要しない。

3 外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、外国人留学生の入学その他に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 11 章 国際連携専攻

(国際連携専攻の入学及び進学)

第 66 条 国際連携専攻における入学及び進学の出願手続については、第 14 条の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける研究科と当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)との協議の上、別に定める。

2 国際連携専攻における入学又は進学試験に関することは、第 15 条の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上、別に定める。

(国際連携教育課程)

第 67 条 国際連携専攻における、連携外国大学院と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。)に関することは、研究科規程で定める。

(共同開設科目)

第 68 条 国際連携専攻において、連携外国大学院と共同して開設した授業科目(以下「共同開設科目」という。)に関することは、研究科規程で定める。

2 国際連携専攻の学生が共同開設科目の履修により修得した単位は、5 単位を超えない範囲で、研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第 70 条第 1 項及び第 2 項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第 69 条 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第 70 条 国際連携専攻である博士課程及び医学博士課程の修了の要件(第 32 条第 3 項本文に規定する場合を除く。)は、第 32 条(第 3 項を除く。)及び第 33 条に、それぞれ定めるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により 15 単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上を修得するものとする。

2 前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第 20 条の 2、第 22 条第 3 項及び第 24 条の 2 第 2 項の規定により修得したのものとして認定することができる単位を含まないものとする。

(国際連携専攻学生の除籍及び懲戒)

第 71 条 国際連携専攻の学生の除籍及び懲戒については、第 36 条及び第 37 条の規定によるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上、別に定めることができる。

(国際連携専攻学生の授業料等)

第 72 条 国際連携専攻の学生のうち、連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料、入学料及び授業料については、第 38 条、第 40 条及び第 41 条の規定にかかわらずその全額を免除するものとする。

(その他)

第 73 条 本則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上、別に定める。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教育組織の編成に関する事項
- 三 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- 四 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- 五 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- 六 教育研究活動等の状況の評価に関する事項



## 七 その他国際連携専攻に関する事項

### 附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前に入学した者については、この規程の施行前の名古屋大学大学院通則を適用する。

2 第 48 条第 1 号の規定は、平成 16 年度入学試験から適用する。

3 文学研究科、理学研究科、工学研究科、人間情報学研究科、多元数理科学研究科及び情報科学研究科の後期課程に係る収容定員は、平成 16 年度においては、別表にかかわらず、次のとおりとする。

文学研究科後期課程 収容定員 86 名

理学研究科後期課程 収容定員 217 名

工学研究科後期課程 収容定員 509 名

人間情報学研究科後期課程 収容定員 39 名

多元数理科学研究科後期課程 収容定員 95 名

情報科学研究科後期課程 収容定員 96 名

4 法学研究科の前期課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。

法学研究科前期課程 平成 16 年度 収容定員 95 名

5 法学研究科及び医学系研究科の後期課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。

法学研究科後期課程 平成 16 年度 収容定員 79 名 平成 17 年度 収容定員 65 名

医学系研究科後期課程 平成 16 年度 収容定員 17 名 平成 17 年度 収容定員 34 名

6 法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。

法科大学院専門職学位課程 平成 16 年度 収容定員 80 名 平成 17 年度 収容定員 160 名

### 附 則(平成 17 年 2 月 21 日通則第 4 号)

この通則は、平成 17 年 2 月 21 日から施行し、改正後の第 51 条及び第 55 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則(平成 17 年 4 月 25 日通則第 2 号)

この通則は、平成 17 年 4 月 25 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

### 附 則(平成 17 年 10 月 24 日通則第 4 号)

この通則は、平成 17 年 10 月 24 日から施行する。

### 附 則(平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号)

この通則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 13 日通則第 8 号)

- 1 この通則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 工学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成 18 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、945 人とする。
- 3 工学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 18 年度 479 人 平成 19 年度 457 人

附 則(平成 19 年 2 月 26 日通則第 2 号)

- 1 この通則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 33 条の 2 第 1 項の規定は、平成 18 年 5 月 24 日から適用する。ただし、法科大学院に平成 17 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日通則第 1 号)

この通則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 10 日通則第 3 号)

- 1 この通則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育発達科学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 20 年度 85 人 平成 21 年度 89 人

附 則(平成 21 年 3 月 23 日通則第 2 号)

- 1 この通則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報科学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成 21 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、232 人とする。
- 3 情報科学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 21 年度 131 人 平成 22 年度 118 人

附 則(平成 22 年 3 月 2 日通則第 3 号)

- 1 この通則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 22 年度 230 人 平成 23 年度 220 人

3 理学研究科及び生命農学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成 22 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理学研究科 329 人

生命農学研究科 266 人

4 生命農学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 22 年度 159 人 平成 23 年度 147 人

附 則(平成 23 年 3 月 1 日通則第 2 号)

1 この通則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 33 条の 2 の規定は、法科大学院に平成 23 年度に入学した者から適用し、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 7 月 19 日通則第 1 号)

この通則は、平成 23 年 7 月 19 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日通則第 3 号)

1 この通則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 理学研究科、工学研究科及び生命農学研究科の前期課程並びに創薬科学研究科の課程に係る収容定員は、平成 24 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理学研究科 346 人

工学研究科 995 人

生命農学研究科 284 人

創薬科学研究科 27 人

附 則(平成 24 年 10 月 16 日通則第 2 号)

この通則は、平成 24 年 10 月 16 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日通則第 3 号)

この通則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日通則第 1 号)

1 この通則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 理学研究科、工学研究科、生命農学研究科及び創薬科学研究科の後期課程に係る収容定員は、平成 26 年度及び第 27 年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	平成 26 年度	平成 27 年度
-----	----------	----------

理学研究科	218 人	217 人
工学研究科	433 人	431 人
生命農学研究科	132 人	129 人
創薬科学研究科	10 人	20 人

附 則(平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号)  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 15 日通則第 1 号)  
この通則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

研究科	入学定員		収容定員	
	前期課程 (修士課程)	後期課程	前期課程 (修士課程)	後期課程
文学研究科	60	30	120	90
教育発達科学研究科	54	31	108	93
法学研究科	35	17	70	51
	< 50 >		< 150 >	
経済学研究科	44	22	88	66
理学研究科	171	72<2>	342	216<6>
医学系研究科	48	17	96	51
	(10)20	161<4>	50	644<16>
工学研究科	495	143	990	429
生命農学研究科	139	42	278	126
国際開発研究科	64	32	128	96
多元数理科学研究科	47	30	94	90
国際言語文化研究科	48	24	96	72
環境学研究科	137	64	274	192
情報科学研究科	126	35	252	105
創薬科学研究科	27	10	54	30

備考 医学系研究科の入学定員及び収容定員の前期課程欄中の下段は、修士課程を、後期課程欄中の下段は、医学博士課程を示す。また、医学系研究科欄の( )内は、修業年限 1 年のコースの定員を外数で、理学研究科欄及び医学系研究科欄の< >内は、国際連携専攻の定員を内数で、

法学研究科欄の下段の〈 〉内は，法科大学院専門職学位課程の定員を示す。

名古屋大学大学院通則の一部を改正する通則(案)新旧対照

現 行 条 文

目次  
第1章～第11章 (省略)  
附則

第1章 総則  
(目的)  
第1条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、文化の進展に寄与するとともに、学術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)  
第2条 研究科及び専攻は、次のとおりとする。

(省略)

経済学研究科 社会経済システム, 産業経営システム  
理学研究科 素粒子宇宙物理学, 物質理学, 生命理学

(省略)

2 前項の医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条に定める国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)とする。

(省略)

(収容定員)  
第4条 大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(省略)

別表(第4条関係)

研究科	入学定員		収容定員	
	前期課程(修士課程)	後期課程	前期課程(修士課程)	後期課程
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
理学研究科	171	72	342	216
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

改 正(案)条 文

(同左)  
第1章～第11章 (省略)  
(同左)

第1章 (同左)  
(同左)  
第1条 (同左)

(同左)  
第2条 (同左)

(省略)

(同左)

理学研究科 素粒子宇宙物理学, 物質理学, 生命理学, 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学

(省略)

2 前項の理学研究科名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻及び医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第35条に定める国際連携専攻(以下「国際連携専攻」という。)とする。

(省略)

(同左)  
第4条 (同左)

(省略)

(同左)

(同左)	(同左)		(同左)	
	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(同左)	(同左)	72<2>	(同左)	216<6>
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

備考 医学系研究科の入学定員及び収容定員の前期課程欄中の下段は、修士課程を、後期課程欄中の下段は、医学博士課程を示す。また、医学系研究科欄の( )内は、修業年限1年のコースの定員を外数で、〈 〉内は、国際連携専攻の定員を内数で、法学研究科欄の下段の〈 〉内は、法科大学院専門職学位課程の定員を示す。

附 則

この通則は、平成28年10月1日から施行する。

備考 医学系研究科の入学定員及び収容定員の前期課程欄中の下段は、修士課程を、後期課程欄中の下段は、医学博士課程を示す。また、医学系研究科欄の( )内は、修業年限1年のコースの定員を外数で、理学研究科欄及び医学系研究科欄の〈 〉内は、国際連携専攻の定員を内数で、法学研究科欄の下段の〈 〉内は、法科大学院専門職学位課程の定員を示す。

○名古屋大学教育研究組織規程（案）

（平成 16 年 4 月 1 日規程第 1 号）

改正

平成 16 年 4 月 26 日規程第 258 号 平成 16 年 9 月 27 日規程第 294 号 平成 17 年 2 月 21 日規程第 315 号  
平成 17 年 3 月 22 日規程第 383 号 平成 17 年 7 月 25 日規程第 17 号 平成 18 年 3 月 22 日規程第 103 号  
平成 18 年 7 月 10 日規程第 16 号 平成 19 年 1 月 16 日規程第 57 号 平成 19 年 3 月 28 日規程第 107 号  
平成 19 年 6 月 18 日規程第 23 号 平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号 平成 20 年 9 月 8 日規程第 18 号  
平成 21 年 2 月 2 日規程第 35 号 平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号 平成 21 年 9 月 18 日規程第 18 号  
平成 22 年 3 月 16 日規程第 74 号 平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号 平成 23 年 6 月 29 日規程第 18 号  
平成 23 年 12 月 7 日規程第 50 号 平成 24 年 3 月 29 日規程第 105 号 平成 25 年 3 月 19 日規程第 77 号  
平成 25 年 8 月 8 日規程第 25 号 平成 25 年 9 月 17 日規程第 42 号 平成 25 年 11 月 27 日規程第 59 号  
平成 25 年 12 月 27 日規程第 67 号 平成 26 年 3 月 18 日規程第 99 号 平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号  
平成 27 年 3 月 31 日規程第 108 号 平成 27 年 5 月 7 日規程第 6 号 平成 27 年 6 月 22 日規程第 15 号  
平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号 平成 28 年 3 月 15 日規程第 150 号 平成 28 年 3 月 31 日規程第 157 号

（趣旨）

第 1 条 名古屋大学(以下「本学」という。)の教育研究組織に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

（学部及び学科）

第 2 条 本学に置く学部及びその学部に置く学科は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 学部に学部長を置き、本学の専任教授をもって充てる。
- 3 学部長を補佐するため、副学部長を置くことができる。
- 4 学科に、学科長を置く。

（研究科及び専攻）

第 3 条 本学の大学院に置く研究科及びその研究科に置く専攻は、別表第 2 のとおりとする。

- 2 研究科に研究科長を置き、本学の専任教授をもって充てる。
- 3 研究科長を補佐するため、副研究科長を置くことができる。
- 4 専攻に、専攻長を置く。
- 5 各研究科は、別表第 3 のとおり学部の教育の実施に協力するものとする。



(教養教育院)

第4条 本学に、全学教育を実施する組織として、教養教育院を置く。

- 2 教養教育院に院長を置き、本学の理事又は専任教授をもって充てる。
- 3 院長を補佐するため、副院長を置くことができる。
- 4 教養教育院に教養教育推進室を置き、室長は院長をもって充てる。

(アジアサテライトキャンパス学院)

第4条の2 本学に、「アジア諸国の国家中枢人材養成プログラム」の実施を統括するとともに、名古屋大学の教育研究活動に貢献する組織として、アジアサテライトキャンパス学院を置く。

- 2 アジアサテライトキャンパス学院に学院長を置き、総長が指名した者をもって充てる。

(高等研究院)

第5条 本学に、研究に専念する組織として、高等研究院を置く。

- 2 高等研究院に院長を置き、本学の理事又は専任教授をもって充てる。
- 3 院長を補佐するため、副院長を置くことができる。

第5条の2 本学に、高等研究院に関連する、研究に専念する組織として、トランスフォーマティブ生命分子研究所（以下「研究所」という。）を置く。

- 2 研究所に所長を置き、本学の大学教員をもって充てる。
- 3 所長を補佐するため、副所長を置くことができる。

(附置研究所)

第6条 本学に、附置研究所として環境医学研究所、未来材料・システム研究所及び宇宙地球環境研究所を置く。

- 2 前項の附置研究所のうち未来材料・システム研究所及び宇宙地球環境研究所は、共同利用・共同研究拠点に供するものとする。
- 3 附置研究所に所長を置き、本学の専任教授をもって充てる。
- 4 所長を補佐するため、副所長を置くことができる。

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 前項の附属図書館に館長を置き、本学の専任教授をもって充てる。
- 3 附属図書館に医学部分館を置き、分館長は本学の専任教授をもって充てる。
- 4 附属図書館に研究開発室を置き、室長は館長をもって充てる。

(医学部附属病院)

第8条 医学部に、附属病院を置く。

- 2 附属病院に、病院長を置く。
- 3 病院長を補佐するため、副病院長を置く。

(附属施設等)

第9条 教育学部に、附属の中学校及び高等学校(以下「附属学校」という。)を置く。

2 附属学校に校長を置き、教育学部の教授をもって充てる。

3 本学の研究科及び附置研究所に、別表第4のとおり附属の教育施設又は研究施設を置く。

4 前項の研究科及び附置研究所に附属の教育施設又は研究施設のうち理学研究科附属臨海実験所は、教育関係共同利用拠点に供するものとする。

5 第3項の施設に施設の長を置き、当該研究科又は附置研究所の大学教員をもって充てる。

6 本学の研究科、附置研究所その他の教育研究組織に産学協同研究センターを設けることができる。

(学内共同教育研究施設等)

第10条 本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次の施設を置く。

一 アイソトープ総合センター

二 遺伝子実験施設

三 物質科学国際研究センター

四 高等教育研究センター

五 農学国際教育協力研究センター

六 博物館

七 心の発達支援研究実践センター

八 法政国際教育協力研究センター

九 生物機能開発利用研究センター

十 シンクロトロン光研究センター

十一 基礎理論研究センター

十二 現象解析研究センター

十三 減災連携研究センター

十四 細胞生理学研究センター

十五 脳とこころの研究センター

十六 ナショナルコンポジットセンター

十七 予防早期医療創成センター

2 本学に、教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設として、学生相談総合センターを置く。

3 第1項及び前項の施設に、施設の長を置き、本学の専任教授をもって充てる。ただし、学生相談総合センターにあつては、名古屋大学の部局の長に関する規程(平成26年度規程第62号)第4条第2項の規定にかかわらず、本学の理事若しくは副総長又は専任教授をもって充てる。

(情報基盤センター)

第 11 条 本学に、研究、教育等に係る情報化の基盤となる設備等の整備及び提供その他必要な専門的業務を行う共同利用・共同研究拠点として、情報基盤センターを置く。

2 前項のセンターにセンター長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

(総合保健体育科学センター)

第 12 条 本学に、保健及び体育に関する教育研究並びに保健管理及び体育指導に関する専門的業務を行う施設として、総合保健体育科学センターを置く。

2 前項のセンターにセンター長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

(未来社会創造機構)

第 13 条 本学に、未来社会の創造につながるイノベーション創出を担う機構として、未来社会創造機構を置く。

2 前項の機構に機構長を置き、総長が指名した者をもって充てる。

3 第 1 項の機構にモビリティ領域及び社会イノベーションデザイン学センターを置く。

(素粒子宇宙起源研究機構)

第 14 条 本学に、素粒子の起源を明らかにし、現代物理学の最先端を担う機構として、素粒子宇宙起源研究機構を置く。

2 前項の機構は、基礎理論研究センター及び現象解析研究センターをもって構成する。

3 第 1 項の機構に機構長を置き、総長が指名した者をもって充てる。

(雑則)

第 15 条 第 2 条から前条までに規定する教育研究組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 大学院人間情報学研究科は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 16 年 4 月 26 日規程第 258 号)

この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 27 日規程第 294 号)

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月 21 日規程第 315 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日規程第 383 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 25 日規程第 17 号)

この規程は、平成 17 年 7 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 22 日規程第 103 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 7 月 10 日規程第 16 号)

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 1 月 16 日規程第 57 号)

この規程は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規程第 107 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 18 日規程第 23 号)

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 8 日規程第 18 号)

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 2 日規程第 35 号)

この規程は、平成 21 年 2 月 2 日から施行し、平成 21 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 18 日規程第 18 号)

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 16 日規程第 74 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 29 日規程第 18 号)

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 7 日規程第 50 号)

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日規程第 105 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日規程第 77 号)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学系研究科分子総合医学専攻、細胞情報医学専攻、機能構築医学専攻及び健康社会医学専攻は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日にこれらの専攻に在学する者がこれらの専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 25 年 8 月 8 日規程第 25 号)

この規程は、平成 25 年 8 月 8 日から施行し、平成 25 年 8 月 2 日から適用する。

附 則(平成 25 年 9 月 17 日規程第 42 号)

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 27 日規程第 59 号)

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日規程第 67 号)

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 18 日規程第 99 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号)

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規程第 108 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 7 日規程第 6 号)

この規程は、平成 27 年 5 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 6 月 22 日規程第 15 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日規程第 150 号)

この規程は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規程第 157 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条第 1 項関係)

学部	学科
文学部	人文学科
教育学部	人間発達科学科
法学部	法律・政治学科
経済学部	経済学科，経営学科
情報文化学部	自然情報学科，社会システム情報学科
理学部	数学科，物理学科，化学科，生命理学科，地球惑星科学科
医学部	医学科，保健学科
工学部	化学・生物工学科，物理工学科，電気電子・情報工学科，機械・航空工学科，環境土木・建築学科
農学部	生物環境科学科，資源生物科学科，応用生命科学科

別表第 2(第 3 条第 1 項関係)

研究科	専攻
文学研究科	人文学専攻
教育発達科学研究科	教育科学専攻，心理発達科学専攻
法学研究科	綜合法政専攻，実務法曹養成専攻
経済学研究科	社会経済システム専攻，産業経営システム専攻
理学研究科	素粒子宇宙物理学専攻，物質理学専攻，生命理学専攻，名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻
医学系研究科	医科学専攻，総合医学専攻，名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻，看護学専攻，医療技術学専攻，リハビリテーション療法学専攻
工学研究科	化学・生物工学専攻，マテリアル理工学専攻，電子情報システム専攻，機械理工学専攻，航空宇宙工学専攻，社会基盤工学専攻，結晶材料工学専攻，エネルギー理工学専攻，量子工学専攻，マイクロ・ナノシステム工学専攻，物質制御工学専攻，計算理工学専攻
生命農学研究科	生物圏資源学専攻，生物機構・機能科学専攻，応用分子生命科学専攻，生命技術科学専攻
国際開発研究科	国際開発専攻，国際協力専攻，国際コミュニケーション専攻

多元数理科学研究科	多元数理科学専攻
国際言語文化研究科	日本語文化専攻，国際多元文化専攻
環境学研究科	地球環境科学専攻，都市環境学専攻，社会環境学専攻
情報科学研究科	計算機数理科学専攻，情報システム学専攻，メディア科学専攻，複雑系科学専攻，社会システム情報学専攻
創薬科学研究科	基盤創薬学専攻

別表第3(第3条第5項関係)

学部	協力研究科
文学部	文学研究科，環境学研究科
教育学部	教育発達科学研究科
法学部	法学研究科
経済学部	経済学研究科
情報文化学部	環境学研究科，情報科学研究科
理学部	理学研究科，多元数理科学研究科，環境学研究科，情報科学研究科，創薬科学研究科
医学部	医学系研究科
工学部	工学研究科，多元数理科学研究科，環境学研究科，情報科学研究科，創薬科学研究科
農学部	生命農学研究科，創薬科学研究科

別表第4(第9条第3項関係)

研究科及び附属研究所	附属の教育施設及び研究施設
文学研究科	「アジアの中の日本文化」研究センター，人類文化遺産テキスト学研究センター
法学研究科	法情報研究センター
経済学研究科	国際経済政策研究センター
理学研究科	臨海実験所，南半球宇宙観測研究センター，構造生物学研究センター，タウ・レプトン物理研究センター
医学系研究科	医学教育研究支援センター，神経疾患・腫瘍分子医学研究センター



工学研究科	プラズマナノ工学研究センター，材料バックキャストテクノロジー研究センター，計算科学連携教育研究センター，マイクロ・ナノメカトロニクス研究センター
生命農学研究科	フィールド科学教育研究センター，鳥類バイオサイエンス研究センター
国際言語文化研究科	グローバルメディア研究センター
環境学研究科	地震火山研究センター，持続的共発展教育研究センター
情報科学研究科	組込みシステム研究センター
環境医学研究所	次世代創薬研究センター
未来材料・システム研究所	高度計測技術実践センター，未来エレクトロニクス集積研究センター
宇宙地球環境研究所	国際連携研究センター，統合データサイエンスセンター，飛翔体観測推進センター

名古屋大学教育研究組織規程の一部を改正する規程（案）新旧対照

現 行 条 文

(趣旨)  
第1条 名古屋大学(以下「本学」とい  
う。)の教育研究組織に関し必要な事項  
は、この規程の定めるところによる。

(省略)

(研究科及び専攻)  
第3条 本学の大学院に置く研究科及び  
その研究科に置く専攻は、別表第2の  
とおりとする。

2～5 (省略)

(省略)

別表第2(第3条第1項関係)

研究科	専攻
(省略)	(省略)
理学研究科	素粒子宇宙物理学専攻, 物質理学専攻, 生命理学 専攻
(省略)	(省略)

(省略)

改 正 (案) 条 文

(同左)  
第1条 (同左)

(省略)

(同左)  
第3条 (同左)

2～5 (省略)

(省略)

別表第2 (同左)

(同左)	(同左)
(省略)	(省略)
理学研究科	素粒子宇宙物理学専攻, 物質理学専攻, 生命理学 専攻, <u>名古屋大学・エデ インバラ大学国際連携 理学専攻</u>
(省略)	(省略)

(省略)

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

○名古屋大学学位規程(案)(平成 16 年 4 月 1 日規程第 104 号)

(学位の種類)

第 1 条 名古屋大学(以下「本学」という。)において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職とする。

(学位の専攻分野等の名称)

第 2 条 名古屋大学通則(平成 16 年度通則第 1 号)第 32 条第 1 項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与し、その学位記には、学部又は学科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

学部	学科名	学士
文学部		文学
教育学部		教育学
法学部		法学
経済学部		経済学
情報文化学部		情報文化学
理学部		理学
医学部	医学科	医学
	保健学科	看護学 保健学 リハビリテーション学
工学部		工学
農学部		農学

2 名古屋大学大学院通則(平成 16 年度通則第 2 号。以下「大学院通則」という。)第 34 条第 1 項の定めるところにより本学大学院の課程を修了した者に修士、博士又は専門職の学位を授与し、その学位記には、研究科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士	専門職
文学研究科	文学	文学	
	歴史学	歴史学	
教育発達科学研究科	教育学	教育学	
	教育	教育	
	心理学	心理学	
	臨床心理学		
法学研究科	法学	法学	法務博士(専門職)
	比較法学	比較法学	
	現代法学	現代法学	
経済学研究科	経済学	経済学	
	経営管理学		
理学研究科	理学	理学	
医学系研究科	医科学	医学	

	医療行政学	
	看護学	看護学
	医療技術学	医療技術学
	リハビリテーション	リハビリテーション
	療法学	療法学
工学研究科	工学	工学
生命農学研究科	農学	農学
国際開発研究科	学術	学術
	国際開発学	国際開発学
多元数理科学研究科	数理学	数理学
国際言語文化研究科	文学	文学
	学術	学術
環境学研究科	環境学	環境学
	心理学	心理学
	社会学	社会学
	地理学	地理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	理学	理学
	工学	工学
	建築学	建築学
情報科学研究科	情報科学	情報科学
	工学	工学
	学術	学術
創薬科学研究科	創薬科学	創薬科学

3 前 2 項に規定する専攻分野の名称の英文表記については、別に定める。

(学位授与の要件)

第 3 条 前条第 2 項に定めるもののほか、本学大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

(課程による者の論文等の提出)

第 4 条 本学大学院の課程による論文(前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)は、各研究科で定める授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科長に提出するものとする。

(課程によらない者の学位授与の申請)

第 5 条 第 3 条により学位を得ようとする者は、論文に履歴書及び学位審査手数料を添え、学位の

種類を指定した願書を当該研究科教授会又は当該研究科教授会が学位審査を委任している委員会等(以下「研究科教授会等」という。)の承認を得て、総長に提出するものとする。

(論文等)

第 6 条 主論文は 1 編とし、博士論文にあつてはその要旨を添付して提出するものとする。この場合、必要により、参考論文を添付することができる。

2 特定の課題についての研究の成果は、各研究科で定めるところにより提出するものとする。

第 7 条 提出した論文(前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)及び納入した審査手数料は、返納しない。

(学位審査委員会)

第 8 条 博士論文を受理したときは、研究科教授会等は、2 名以上の教授を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、国際連携専攻における博士論文を受理したときは、当該国際連携専攻を設ける研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)と協議の上、2 名以上の教授を選出し、連携外国大学院の教授その他の者を加えて、連携外国大学院と合同の学位審査委員会を組織する。

2 修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果を受理したとき、又は第 11 条に規定する博士論文研究基礎力審査を行うときは、研究科教授会等は、指導教員 1 名並びに当該教員以外の教授、准教授及び講師のうちから 1 名以上の委員を選出し、合計 2 名以上で学位審査委員会を組織する。ただし、当該委員会の委員には少なくとも教授を 1 名含まなければならない。

3 前 2 項の場合において、必要あるときは、本学の他の研究科若しくは研究所、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に委員として加えることができる。

4 学位審査委員会は、論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに試験並びに第 11 条に規定する博士論文研究基礎力審査に関する事項を担当する。

(審査期間)

第 9 条 博士論文は、受理した後、1 年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会等の議決を経て、審査期間を延長することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、在学中に提出させ、審査を終了するものとする。

3 第 11 条に規定する博士論文研究基礎力審査は、在学中に行い、審査を終了するものとする。

(試験及び学力審査)

第 10 条 試験は、論文(前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)の審査終了後に、筆記又は口頭で行う。

2 博士の試験は、論文の内容及びこれに関連ある専門分野の学識及び研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力について、修士の試験は、論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力について、審査するものとする。

3 第 3 条による論文提出者に対しては、前項のほか、更に専攻学術に関し、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて、審査するものとする。

第 11 条 大学院通則第 31 条の 2 に規定する博士論文研究基礎力審査は、前期課程又は医学系研究科の修士課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試験等による審査を行うものとする。

(審査結果の報告及び学位授与の議決)

第 12 条 学位審査委員会は、審査の結果を研究科教授会等に報告する。ただし、博士の学位試験については、その要旨を書面で報告しなければならない。

2 研究科教授会等は、前項の報告に基づいて合否を審議決定する。

3 学位審査の研究科教授会等における議決の方法は、各研究科が定める。ただし、その開会定足数は、当該研究科教授会委員全員(海外旅行中又は休職中の者を除く。)の 3 分の 2 以上であることを要し、合格の決定は、無記名投票により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(合格者の報告)

第 13 条 研究科長は、学位試験に合格した者を合格決定の日から 20 日以内に、総長に報告しなければならない。この場合、博士の学位試験に合格した者については、論文の要旨、論文審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書各 1 通を提出するものとする。

(学位の授与及び学位記の様式)

第 14 条 学部の定める卒業の資格を認定された者には、当該学部長の報告に基づき、又は学位試験に合格した者には、当該研究科長の報告に基づき、総長は、所定の学位を授与する。

2 学位記は、別記様式 1-1 から別記様式 6-2 までに定めるとおりとする。ただし、別記様式 3-3 (課程修了によるもの(国際連携専攻))における和文に併記する英文等及び大学名、大学印等については、連携外国大学院との協議により記載することとする。

(論文要旨等の公表)

第 15 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 16 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した研究科の協力を得て、附属図書館が実施する名古屋大学学術機関リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位授与後に公表する場合は、名古屋大学審査学位論文と明記することを要する。

(学位授与の取消し)

第 17 条 修士、博士又は専門職の学位を授与された者で、次の各号のいずれかに該当するときは、教育研究評議会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

二 修士、博士又は専門職の学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

(学位審査手数料)

第 18 条 第 5 条の学位審査手数料の額は、名古屋大学授業料等の料金に関する規程(平成 16 年度規程第 87 号)に規定する額とする。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関し必要な事項は、各研究科において定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 20 日規程第 285 号)

1 この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

2 法学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 4 月以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修している者については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日規程第 49 号)

1 この規程は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条第 2 項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際開発研究科の専攻分野の名称は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年度以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修しているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 24 日規程第 109 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日規程第 91 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 16 日規程第 39 号)

この規程は、平成 24 年 10 月 16 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 9 月 17 日規程第 39 号)

1 この規程は、平成 25 年 9 月 17 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 15 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 第 1 項の規定にかかわらず、改正後の第 16 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日規程第 92 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 15 日規程第 57 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

参考

名古屋大学授業料等の料金に関する規程に定める額

学位審査手数料 57,000 円

別記様式 1-1

別記様式 1-2(英文)

別記様式 2-1(修士論文の審査によるもの)

別記様式 2-2(修士論文の審査によるもの(英文))

別記様式 3-1(課程修了によるもの)

別記様式 3-2(課程修了によるもの(リーディングプログラム))

別記様式 3-3(課程修了によるもの(国際連携専攻))

別記様式 3-4(課程修了によるもの(英文))

別記様式 3-5(課程修了によるもの(リーディングプログラム)(英文))

別記様式 4-1(研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの)

別記様式 4-2(研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの(英文))

別記様式 5-1(法科大学院専門職学位課程修了によるもの)



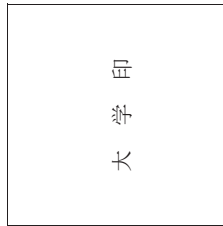
別記様式 5-2(法科大学院専門職学位課程修了によるもの(英文))

別記様式 6-1(論文提出によるもの)

別記様式 6-2(論文提出によるもの(英文))

○第XXXX号

# 学位記

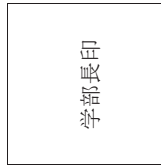


氏名

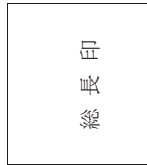
○○年○○月○○日生

本学 ○○ 学部 ○○○ 学科所定の課程を修めて  
本学を卒業したことを認め学士(○○学)の学位を授与  
する

平成○○年○○月○○日

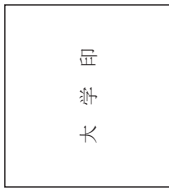


名古屋大学○○学部長 ○○○○



名古屋大学総長 ○○○○

# NAGOYA UNIVERSITY



Hereby Confers upon

Name

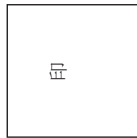
Date of Birth:

the Degree of  
Bachelor of ○○○○○

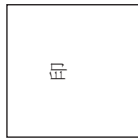
in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
for a Major in the ○○○○○○  
at the School of ○○,  
Nagoya University.

Date

Name  
Dean of the School of ○○



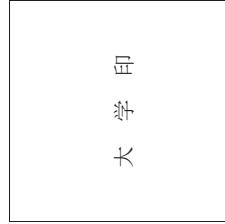
Name  
President



This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

○第XXXX号

# 学位記



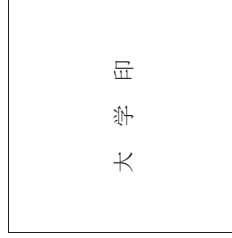
大学印

氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研究所 〇〇〇 専攻において  
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格  
したので修士(〇〇)の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日



大学印

名古屋大学

# NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth:

the Degree of  
Master of 〇〇〇〇〇〇

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
and Successful Completion of a Master's Thesis  
for a Major in the 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
at the Graduate School of 〇〇.

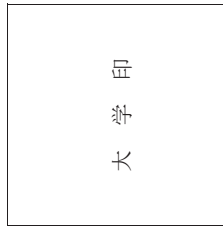
Date



NAGOYA UNIVERSITY

○第XXXX号

# 学位記



氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研科 〇〇〇 専攻において

所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格

したので博士(〇〇)の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

大学印

○第XXXX号

# 学位記

氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研科 〇〇〇 専攻において

所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格

したので博士(〇〇)の学位を授与する

(プログラム名 修了)

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

大学印

# 学位記

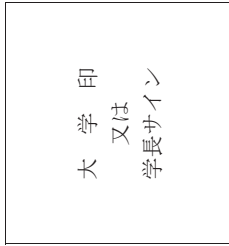
氏名

○○年○○月○○日生

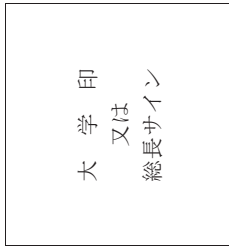
名古屋大学及び ○○ 大学の間で X年X月X日に  
締結された協定に基づく名古屋大学・○○ 大学国際  
連携 ○○ 専攻において所定の単位を修得し学位論文  
の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位  
を授与する

平成○○年○○月○○日

○○ 大学



名古屋大学



※和文に併記する英文等及び大学名、大学印等については、連携外国大学院との協議により記載する。

# NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth:

the Degree of  
Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation  
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○  
at the Graduate School of ○○.

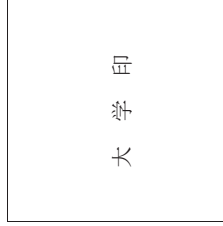
Date

NAGOYA UNIVERSITY



This is an authorized translation of the original Japanese language diploma

# 学位記

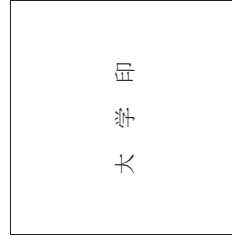


氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研究科 〇〇〇 専攻の修士課程  
を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

# NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth:

the Degree of  
Doctor of 〇〇〇〇〇

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation  
for a Major in the 〇 〇 〇 〇 〇 〇  
at the Graduate School of 〇〇,  
and in Addition Recognizes the Completion of

プログラム名 \_\_\_\_\_

Date



NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma.

# 学位記

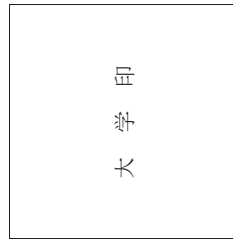


氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院法学研究科実務法曹養成専攻の専門職学位課程を修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

# NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

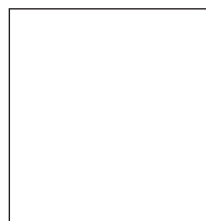
Date of Birth:

the Degree of

Master of 〇〇〇〇〇〇

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements for a Major in the 〇 〇 〇 〇 〇 〇 at the Graduate School of 〇〇.

Date



NAGOYA UNIVERSITY

# 学位記



氏名

○○年○○月○○日生

本学大学院に論文を提出し ○○ 学研究科において  
所定の審査及び試験に合格したため博士(○○)の学位  
を授与する

平成○○年○○月○○日



名古屋大学

# NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

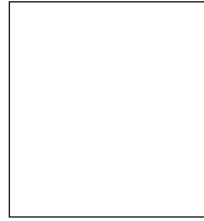
Date of Birth:

the Degree of

Juris Doctor (Professional)

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements  
for the Legal Practice Program  
in the Law School.

Date



NAGOYA UNIVERSITY



別記様式 6-2 (論文提出によるもの (英文))

**NAGOYA UNIVERSITY**

Hereby Confers upon

**Name**

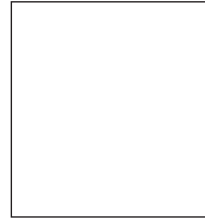
**Date of Birth:**

the Degree of

Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Acceptance of a Doctoral Dissertation  
at the Graduate School of ○○.

Date



**NAGOYA UNIVERSITY**

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

現 行 条 文	改 正 (案) 条 文
(学位の種類)	(同左)
第1条 名古屋大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職とする。	第1条 (同左)
(省略)	(省略)
(学位審査委員会)	(同左)
第8条 博士論文を受理したときは、研究科教授会等は、 <u>指導教員を含む2名以上の教授を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、国際連携専攻における博士論文を受理したときは、当該国際連携専攻を設ける研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）と協議の上、指導教員を含む2名以上の教授を選出し、連携外国大学院の教授その他の者を加えて、連携外国大学院と合同の学位審査委員会を組織する。</u>	第8条 博士論文を受理したときは、研究科教授会等は、 <u>教授2名以上を含む審査委員を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、国際連携専攻における博士論文を受理したときは、当該国際連携専攻を設ける研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）と協議の上、教授2名以上を含む審査委員を選出し、連携外国大学院の教授その他の者を加えて、連携外国大学院と合同の学位審査委員会を組織する。</u>
2～4 (省略)	2～4 (省略)
(省略)	(省略)
別記様式 1-1 (様式省略)	(同左) (様式省略)
別記様式 1-2 (英文) (様式省略)	(同左) (様式省略)
別記様式 2-1 (修士論文の審査によるもの) <u>(改正前の様式については、別紙1参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙2参照)</u>
別記様式 2-2 (修士論文の審査によるもの (英文)) <u>(改正前の様式については、別紙3参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙4参照)</u>
別記様式 3-1 (課程修了によるもの) <u>(改正前の様式については、別紙5参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙6参照)</u>
別記様式 3-2 (課程修了によるもの (リーディングプログラム)) <u>(改正前の様式については、別紙7参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙8参照)</u>
別記様式 3-3 (課程修了によるもの (国際連携専攻)) (様式省略)	(同左) (様式省略)
別記様式 3-4 (課程修了によるもの (英文)) <u>(改正前の様式については、別紙9参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙10参照)</u>
別記様式 3-5 (課程修了によるもの (リーディング	(同左)

プログラム) (英文) <u>(改正前様式については、別紙 11 参照)</u>	<u>(改正後の様式については、別紙 12 参照)</u>
別記様式 4-1 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの) <u>(改正前の様式については、別紙 13 参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙 14 参照)</u>
別記様式 4-2 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの (英文)) <u>(改正前の様式については、別紙 15 参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙 16 参照)</u>
別記様式 5-1 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの) <u>(改正前の様式については、別紙 17 参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙 18 参照)</u>
別記様式 5-2 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの (英文)) <u>(改正前の様式については、別紙 19 参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙 20 参照)</u>
別記様式 6-1 (論文提出によるもの) <u>(改正前の様式については、別紙 21 参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙 22 参照)</u>
別記様式 6-2 (論文提出によるもの (英文)) <u>(改正前の様式については、別紙 23 参照)</u>	(同左) <u>(改正後の様式については、別紙 24 参照)</u>

#### 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年度以前に受理した博士論文に係る学位審査委員会の組織については、なお従前の例による。

○名古屋大学大学院理学研究科規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 129 号)

**改正** 平成 17 年 2 月 18 日規程第 337 号 平成 18 年 2 月 17 日規程第 83 号  
平成 19 年 2 月 16 日規程第 85 号 平成 20 年 2 月 15 日規程第 80 号  
平成 21 年 2 月 20 日規程第 56 号 平成 22 年 2 月 19 日規程第 58 号  
平成 23 年 3 月 8 日規程第 72 号 平成 23 年 6 月 24 日規程第 28 号  
平成 23 年 7 月 22 日規程第 37 号 平成 24 年 2 月 24 日規程第 79 号  
平成 24 年 3 月 29 日規程第 104 号 平成 24 年 7 月 20 日規程第 31 号  
平成 25 年 2 月 22 日規程第 86 号 平成 26 年 2 月 21 日規程第 108 号  
平成 27 年 2 月 20 日規程第 75 号 平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号  
平成 28 年 2 月 19 日規程第 125 号

第 1 条 名古屋大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)における教育課程，授業，成績評価等(以下「研究科の教育」という。)については，名古屋大学大学院通則(平成 16 年度通則第 2 号)及び名古屋大学大学院共通科目規程(平成 22 年度規程第 47 号。以下「大学院共通科目規程」という。)に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか，研究科の教育に関し必要な事項は，研究科委員会の議を経て，研究科長が定める。

第 2 条 研究科は，理学における学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究め，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより，文化の進展に寄与するとともに，理学における学術の研究者，高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。

第 3 条 各専攻(次項の数理物理系プログラム，化学系プログラム及び生物系プログラムを除く。)の授業科目，その単位数及び履修方法並びに研究指導は，別表第 1 のとおりとする。

2 素粒子宇宙物理学専攻に国際プログラム群に係る数理物理系プログラム(素粒子宇宙数理サブプログラム)を，物質理学専攻に国際プログラム群に係る数理物理系プログラム(物質物理サブプログラム)及び化学系プログラムを，生命理学専攻に国際プログラム群に係る生物系プログラムを置き，その授業科目，その単位数，履修方法及び修了要件は，別表第 2 のとおりとする。

3 各授業科目の単位数の計算の基準は，研究科委員会の議を経て，研究科長が定める。

第 4 条 入学又は進学を許可された者には，指導教授を定める。

2 指導教授は，必要に応じて 2 名以上とすることができる。

3 前項の場合に必要なときは，他の研究科の教授を加えることができる。

第 5 条 入学又は進学を許可された者は，1 月以内に，指導教授の指導の下に学修計画を作成し，研究科長に提出しなければならない。

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、あらかじめ指導教授の承認を得るものとする。

2 研究指導の方法については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第7条 学生が研究科に入学する前に大学院において履修し、修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定方法は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第8条 学生は、前2条のほか、指導教授の承認を得て、他の専攻若しくは他の研究科又は理学部若しくは他の学部の授業科目を履修することができる。

2 学生は、前項のほか、指導教授の承認を得て、大学院共通科目規程に定める授業科目を履修することができる。

3 第1項により履修し、修得した単位のうち他の専攻又は他の研究科の授業科目を履修し、修得した単位については、課程修了に必要な単位として認定することができる。

第9条 学生が他の大学院で授業科目を履修し、修得した単位は、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定方法は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第10条 学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けた場合の認定方法は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第11条 前2条の規定は、学生が留学する場合に準用する。

第12条 修士の論文提出の時期は、指導教授が指定し、その審査は、提出者の修了予定日の1月前までに終了するものとする。

第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDとし、A、B及びCを合格とする。

第14条 他の大学院から転入学した者の既修得単位の認定については、研究科長が許可する。

第15条 大学院特別聴講学生の入学は、研究科委員会において選考の上、研究科長が許可する。

第16条 特別研究学生の入学は、研究科委員会において選考の上、研究科長が許可する。

第17条 大学院研究生の定員は、60名とする。

第18条 大学院研究生の入学資格は、次のとおりとする。

一 理学修士の学位を有する者

二 前号と同等以上の学力があると認められた者

2 大学院研究生の入学は、研究科委員会において選考の上、研究科長が許可する。

第19条 大学院研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学年の中途において入学した場合における在学期間は、当該学年末までとする。

2 在学期間が満了しても研究のため、なお引き続き在学しようとする者があるときは、研究科長の許可を得て在学期間を延長することができる。

3 前項の場合、研究科長は、研究科委員会の議を経て許可する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前に入学又は進学した者については、この規程の施行前の名古屋大学大学院理学研究科規程を適用する。

附 則(平成 17 年 2 月 18 日規程第 337 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 2 月 17 日規程第 83 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 2 月 16 日規程第 85 号)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の項中授業科目及び履修方法に係る規定は、平成 19 年度に入学した者から適用し、平成 18 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 2 月 15 日規程第 80 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 2 月 20 日規程第 56 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 2 月 19 日規程第 58 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日規程第 72 号)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表に係る規定は、平成 23 年度に入学した者から適用し、平成 22 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 6 月 24 日規程第 28 号)

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 22 日規程第 37 号)

この規程は、平成 23 年 7 月 22 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 24 日規程第 79 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日規程第 104 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 20 日規程第 31 号)

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年 4 月以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 2 月 22 日規程第 86 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 2 月 21 日規程第 108 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 2 月 20 日規程第 75 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 2 に係る規定については、平成 27 年度に入学した者から適用し、平成 26 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 19 日規程第 125 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

各専攻(数理解物理系プログラム、化学系プログラム及び生物系プログラムを除く。)共通

A 類	
先端物理学基礎 I	2 単位
先端物理学基礎 II	2 単位
先端物理学基礎 III	2 単位
宇宙研究開発概論	2 単位
統計力学・非線形現象論	2 単位
コア有機化学	2 単位
コア無機化学	2 単位
コア物理化学	2 単位
コア生物化学	2 単位
生体構築論講義 1	2 単位
生体構築論講義 2	2 単位
素粒子宇宙物理学専攻 (数理物理系プログラムを除く。)	
B 類	
素粒子	3 単位
場の理論 1	2 単位
場の理論 2	3 単位
原子核・ハドロン	3 単位
プラズマ物理	3 単位
宇宙物理学 A	3 単位
宇宙物理学 B	3 単位
素粒子宇宙物理研究のための実験観測技術入門	2 単位
物理学基礎論特別講義 1	1 単位
物理学基礎論特別講義 2	1 単位
物理学基礎論特別講義 3	1 単位
物理学基礎論特別講義 4	1 単位
宇宙構造論特別講義 1	1 単位
宇宙構造論特別講義 2	1 単位
宇宙構造論特別講義 3	1 単位
宇宙構造論特別講義 4	1 単位
星間物質学特別講義 1	1 単位
星間物質学特別講義 2	1 単位
星間物質学特別講義 3	1 単位
星間物質学特別講義 4	1 単位
高エネルギー物理学	3 単位
素粒子物理学特別講義 1	1 単位
素粒子物理学特別講義 2	1 単位
素粒子物理学特別講義 3	1 単位
素粒子物理学特別講義 4	1 単位
ハドロン物理学特別講義 1	1 単位
ハドロン物理学特別講義 2	1 単位
ハドロン物理学特別講義 3	1 単位



ハドロン物理学特別講義 4	1 単位
原子物理学特別講義 1	1 単位
原子物理学特別講義 2	1 単位
原子物理学特別講義 3	1 単位
原子物理学特別講義 4	1 単位
中層大気物理化学	2 単位
大気化学反応論	2 単位
地球大気計測論	2 単位
地球学特論	2 単位
地球惑星大気科学特別講義 1	1 単位
地球惑星大気科学特別講義 2	1 単位
地球惑星大気科学特別講義 3	1 単位
地球惑星大気科学特別講義 4	1 単位
プラズマ宇宙物理学	2 単位
電離圏物理学	2 単位
超高層大気物理学	2 単位
磁気圏物理学	2 単位
太陽地球系物理学特別講義 1	1 単位
太陽地球系物理学特別講義 2	1 単位
太陽地球系物理学特別講義 3	1 単位
太陽地球系物理学特別講義 4	1 単位
宇宙線物理学	2 単位
宇宙線観測学特論	2 単位
惑星間空間物理学	2 単位
太陽物理学	2 単位
宇宙線考古学	2 単位
宇宙素粒子物理学	2 単位
宇宙データ処理特論	2 単位
宇宙空間物理学特別講義 1	1 単位
宇宙空間物理学特別講義 2	1 単位
宇宙空間物理学特別講義 3	1 単位
宇宙空間物理学特別講義 4	1 単位
C 類	
重力・素粒子の宇宙論講究 1	2.5 単位
重力・素粒子の宇宙論講究 2	2.5 単位
重力・素粒子の宇宙論講究 3	5 単位
重力・素粒子の宇宙論講究 4	5 単位
重力理論講究 1	2.5 単位
重力理論講究 2	2.5 単位
重力理論講究 3	5 単位
重力理論講究 4	5 単位

素粒子論講究 1	2.5 単位
素粒子論講究 2	2.5 単位
素粒子論講究 3	5 単位
素粒子論講究 4	5 単位
高エネルギー物理学講究 1	2.5 単位
高エネルギー物理学講究 2	2.5 単位
高エネルギー物理学講究 3	5 単位
高エネルギー物理学講究 4	5 単位
精密素粒子物理学講究 1	2.5 単位
精密素粒子物理学講究 2	2.5 単位
精密素粒子物理学講究 3	5 単位
精密素粒子物理学講究 4	5 単位
クォーク・ハドロン理論講究 1	2.5 単位
クォーク・ハドロン理論講究 2	2.5 単位
クォーク・ハドロン理論講究 3	5 単位
クォーク・ハドロン理論講究 4	5 単位
素粒子的宇宙論講究 1	2.5 単位
素粒子的宇宙論講究 2	2.5 単位
素粒子的宇宙論講究 3	5 単位
素粒子的宇宙論講究 4	5 単位
プラズマ理論講究 1	2.5 単位
プラズマ理論講究 2	2.5 単位
プラズマ理論講究 3	5 単位
プラズマ理論講究 4	5 単位
宇宙論講究 1	2.5 単位
宇宙論講究 2	2.5 単位
宇宙論講究 3	5 単位
宇宙論講究 4	5 単位
理論天体物理学講究 1	2.5 単位
理論天体物理学講究 2	2.5 単位
理論天体物理学講究 3	5 単位
理論天体物理学講究 4	5 単位
理論宇宙物理学講究 1	2.5 単位
理論宇宙物理学講究 2	2.5 単位
理論宇宙物理学講究 3	5 単位
理論宇宙物理学講究 4	5 単位
複雑性科学理論講究 1	2.5 単位
複雑性科学理論講究 2	2.5 単位
複雑性科学理論講究 3	5 単位
複雑性科学理論講究 4	5 単位
素粒子物理学講究 1	2.5 単位

素粒子物理学講究 2	2.5 単位
素粒子物理学講究 3	5 単位
素粒子物理学講究 4	5 単位
電波天文学講究 1	2.5 単位
電波天文学講究 2	2.5 単位
電波天文学講究 3	5 単位
電波天文学講究 4	5 単位
赤外線天文学講究 1	2.5 単位
赤外線天文学講究 2	2.5 単位
赤外線天文学講究 3	5 単位
赤外線天文学講究 4	5 単位
高エネルギー天文学講究 1	2.5 単位
高エネルギー天文学講究 2	2.5 単位
高エネルギー天文学講究 3	5 単位
高エネルギー天文学講究 4	5 単位
銀河進化学講究 1	2.5 単位
銀河進化学講究 2	2.5 単位
銀河進化学講究 3	5 単位
銀河進化学講究 4	5 単位
複雑性科学実験講究 1	2.5 単位
複雑性科学実験講究 2	2.5 単位
複雑性科学実験講究 3	5 単位
複雑性科学実験講究 4	5 単位
素核セミナー1	2.5 単位
素核セミナー2	2.5 単位
素核セミナー3	2.5 単位
素核セミナー4	2.5 単位
宇宙天体セミナー1	2.5 単位
宇宙天体セミナー2	2.5 単位
プラズマセミナー1	2.5 単位
プラズマセミナー2	2.5 単位
地球惑星大気科学講究 1	5 単位
地球惑星大気科学講究 2	5 単位
地球惑星大気科学講究 3	5 単位
地球惑星大気科学講究 4	5 単位
太陽宇宙環境物理学講究 1	5 単位
太陽宇宙環境物理学講究 2	5 単位
太陽宇宙環境物理学講究 3	5 単位
太陽宇宙環境物理学講究 4	5 単位
宇宙空間科学講究 1	5 単位
宇宙空間科学講究 2	5 単位
宇宙空間科学講究 3	5 単位

宇宙空間科学講究 4	5 単位
宇宙線物理学講究 1	5 単位
宇宙線物理学講究 2	5 単位
宇宙線物理学講究 3	5 単位
宇宙線物理学講究 4	5 単位
太陽圏プラズマ物理学講究 1	5 単位
太陽圏プラズマ物理学講究 2	5 単位
太陽圏プラズマ物理学講究 3	5 単位
太陽圏プラズマ物理学講究 4	5 単位
物質理学専攻（数理物理系プログラム及び化学系プログラムを除く。）	
B 類	
物性物理学特論 1	2 単位
物性物理学特論 2	2 単位
物性物理学特論 3	2 単位
生物物理学	3 単位
分子物性学特別講義 1	1 単位
分子物性学特別講義 2	1 単位
生体物理学特別講義 1	1 単位
生体物理学特別講義 2	1 単位
生体物理学特別講義 3	1 単位
生体物理学特別講義 4	1 単位
物性生物物理学特別講義	2 単位
物性生物物理学総合講義	1 単位
物性基礎論特別講義 1	1 単位
物性基礎論特別講義 2	1 単位
物性基礎論特別講義 3	1 単位
物性基礎論特別講義 4	1 単位
電子物性学特別講義 1	1 単位
電子物性学特別講義 2	1 単位
電子物性学特別講義 3	1 単位
電子物性学特別講義 4	1 単位
相関物性学特別講義 1	1 単位
相関物性学特別講義 2	1 単位
相関物性学特別講義 3	1 単位
相関物性学特別講義 4	1 単位
無機物理化学特論	2 単位
構造無機化学特論	2 単位
分析化学特論	2 単位
錯体溶液化学特論	2 単位
生物無機化学特論	2 単位
錯体反応特論	2 単位

物理化学特論	2 単位
物性化学特論	2 単位
機能表面科学	2 単位
量子化学特論	2 単位
高分子化学特論	2 単位
有機化学特論	2 単位
生物有機化学特論	2 単位
反応有機化学特論	2 単位
有機金属化学特論	2 単位
構造生物化学特論	2 単位
機能生物化学特論	2 単位
電子物性化学特論	2 単位
有機合成化学特論	2 単位
ケミカルバイオロジー概論	2 単位
アドバンス無機化学	2 単位
アドバンス有機化学	2 単位
アドバンス物理化学	2 単位
アドバンス高分子化学	2 単位
アドバンス量子化学	2 単位
アドバンス生物化学	2 単位
総合科学特論 1	1 単位
総合科学特論 2	1 単位
総合科学特論 3	1 単位
総合科学特論 4	1 単位
総合科学特論 5	1 単位
化学特別講義 1	1 単位
化学特別講義 2	1 単位
化学特別講義 3	1 単位
化学特別講義 4	1 単位
化学特別講義 5	1 単位
化学特別講義 6	1 単位
化学特別講義 7	1 単位
化学特別講義 8	1 単位
化学特別講義 9	1 単位
化学特別講義 10	1 単位
国際化学特論 1	1 単位
国際化学特論 2	1 単位
国際化学特論 3	1 単位
国際化学特論 4	1 単位
国際化学特論 5	1 単位
特別化学講義 1	1 単位

特別化学講義 2	1 単位
特別化学講義 3	1 単位
自然科学連携講義 1	1 単位
自然科学連携講義 2	1 単位
自然科学連携講義 3	1 単位
国際共同コア化学 1	1 単位
国際共同コア化学 2	1 単位
国際共同コア化学 3	1 単位
国際共同特別ゼミナール	1 単位
C 類	
物性理論講究 1	5 単位
物性理論講究 2	5 単位
物性理論講究 3	5 単位
物性理論講究 4	5 単位
理論生物化学物理講究 1	2.5 単位
理論生物化学物理講究 2	2.5 単位
理論生物化学物理講究 3	5 単位
理論生物化学物理講究 4	5 単位
計算生物物理講究 1	2.5 単位
計算生物物理講究 2	2.5 単位
計算生物物理講究 3	5 単位
計算生物物理講究 4	5 単位
光生体エネルギー講究 1	2.5 単位
光生体エネルギー講究 2	2.5 単位
光生体エネルギー講究 3	5 単位
光生体エネルギー講究 4	5 単位
固体磁気共鳴講究 1	5 単位
固体磁気共鳴講究 2	5 単位
固体磁気共鳴講究 3	5 単位
固体磁気共鳴講究 4	5 単位
生体超分子物理学講究 1	2.5 単位
生体超分子物理学講究 2	2.5 単位
生体超分子物理学講究 3	5 単位
生体超分子物理学講究 4	5 単位
細胞情報生物物理学講究 1	2.5 単位
細胞情報生物物理学講究 2	2.5 単位
細胞情報生物物理学講究 3	5 単位
細胞情報生物物理学講究 4	5 単位
極低温量子物性講究 1	5 単位
極低温量子物性講究 2	5 単位
極低温量子物性講究 3	5 単位
極低温量子物性講究 4	5 単位

機能性物質物性講究 1	5 単位
機能性物質物性講究 2	5 単位
機能性物質物性講究 3	5 単位
機能性物質物性講究 4	5 単位
非線形物理学講究 1	5 単位
非線形物理学講究 2	5 単位
非線形物理学講究 3	5 単位
非線形物理学講究 4	5 単位
磁性物理学講究 1	5 単位
磁性物理学講究 2	5 単位
磁性物理学講究 3	5 単位
磁性物理学講究 4	5 単位
生体分子の物性と機能セミナー	2.5 単位
分子集合体の物性セミナー	2.5 単位
無機化学講究 1	5 単位
無機化学講究 2	5 単位
無機化学講究 3	5 単位
無機化学講究 4	5 単位
分子組織化学講究 1	5 単位
分子組織化学講究 2	5 単位
分子組織化学講究 3	5 単位
分子組織化学講究 4	5 単位
生物無機化学講究 1	5 単位
生物無機化学講究 2	5 単位
生物無機化学講究 3	5 単位
生物無機化学講究 4	5 単位
物理無機化学講究 1	5 単位
物理無機化学講究 2	5 単位
物理無機化学講究 3	5 単位
物理無機化学講究 4	5 単位
物理化学講究 1	5 単位
物理化学講究 2	5 単位
物理化学講究 3	5 単位
物理化学講究 4	5 単位
光物理化学講究 1	5 単位
光物理化学講究 2	5 単位
光物理化学講究 3	5 単位
光物理化学講究 4	5 単位
量子化学講究 1	5 単位
量子化学講究 2	5 単位

量子化学講究 3	5 単位
量子化学講究 4	5 単位
有機化学講究 1	5 単位
有機化学講究 2	5 単位
有機化学講究 3	5 単位
有機化学講究 4	5 単位
機能有機化学講究 1	5 単位
機能有機化学講究 2	5 単位
機能有機化学講究 3	5 単位
機能有機化学講究 4	5 単位
生物化学講究 1	5 単位
生物化学講究 2	5 単位
生物化学講究 3	5 単位
生物化学講究 4	5 単位
分子機能化学講究 1	5 単位
分子機能化学講究 2	5 単位
分子機能化学講究 3	5 単位
分子機能化学講究 4	5 単位
分子触媒化学講究 1	5 単位
分子触媒化学講究 2	5 単位
分子触媒化学講究 3	5 単位
分子触媒化学講究 4	5 単位
国際共同研究 1	2 単位
国際共同研究 2	2 単位
国際共同研究 3	2 単位
国際共同研究 4	2 単位
生命理学専攻（生物系プログラムを除く。）	
B 類	
生体構築論特論 1	2 単位
生体構築論特論 2	2 単位
分子遺伝学特論 1	2 単位
分子遺伝学特論 2	2 単位
分子適伝学特論 3	2 単位
分子遺伝学特論 4	2 単位
機能調節学特論 1	2 単位
機能調節学特論 2	2 単位
機能調節学特論 3	2 単位
機能調節学特論 4	2 単位
形態統御学特論 1	2 単位
形態統御学特論 2	2 単位
形態統御学特論 3	2 単位



形態発生学特論 1	2 単位
形態発生学特論 2	2 単位
形態発生学特論 3	2 単位
分子感応論特論 1	2 単位
分子感応論特論 2	2 単位
遺伝子解析学特論 1	2 単位
遺伝子解析学特論 2	2 単位
ゲノム学特論 1	2 単位
ゲノム学特論 2	2 単位
動物器官機能学特論 1	2 単位
動物器官機能学特論 2	2 単位
情報機構学特論 1	2 単位
情報機構学特論 2	2 単位
情報機構学特論 3	2 単位
情報機構学特論 4	2 単位
超分子機能学特論 1	2 単位
超分子機能学特論 2	2 単位
超分子機能学特論 3	2 単位
超分子機能学特論 4	2 単位
生体調節論特論 1	2 単位
生体調節論特論 2	2 単位
生体調節論特論 3	2 単位
生体調節論特論 4	2 単位
生体システム論特論 1	2 単位
生体システム論特論 2	2 単位
生体システム論特論 3	2 単位
生体システム論特論 4	2 単位
生体システム論特論 5	2 単位
物質理学特論 1	2 単位
物質理学特論 2	2 単位
物質理学特論 3	2 単位
物質理学特論 4	2 単位
アドバンス生命理学特論 1	2 単位
アドバンス生命理学特論 2	2 単位
バイオ産学連携特論	2 単位
生命理学特論 1	2 単位
生命理学特論 2	2 単位
生命理学特別講義 1	1 単位
生命理学特別講義 2	1 単位
生命理学特別講義 3	1 単位
生命理学特別講義 4	1 単位
生命理学特別講義 5	1 単位

生命理学特別講義 6	1 単位
生命理学特別講義 7	1 単位
生命理学特別講義 8	1 単位
生命理学特別講義 9	1 単位
生命理学特別講義 10	1 単位
生命理学特別講義 11	1 単位
生命理学特別講義 12	1 単位
生命理学特別講義 13	1 単位
生命理学特別講義 14	1 単位
生命理学特別講義 15	1 単位
生命理学特別講義 16	1 単位
生命理学特別講義 17	1 単位
生命理学特別講義 18	1 単位
生命理学特別講義 19	1 単位
生命理学特別講義 20	1 単位
生命理学特別講義 21	0.5 単位
生命理学特別講義 22	0.5 単位
海洋生物学特別講義	1 単位
C 類	
生体構築論講究 1	5 単位
生体構築論講究 2	5 単位
分子遺伝学講究 1	5 単位
分子遺伝学講究 2	5 単位
分子遺伝学講究 3	5 単位
分子遺伝学講究 4	5 単位
機能調節学講究 1	5 単位
機能調節学講究 2	5 単位
機能調節学講究 3	5 単位
機能調節学講究 4	5 単位
形態統御学講究 1	5 単位
形態統御学講究 2	5 単位
形態統御学講究 3	5 単位
形態発生学講究 1	5 単位
形態発生学講究 2	5 単位
形態発生学講究 3	5 単位
分子感応論講究 1	5 単位
分子感応論講究 2	5 単位
遺伝子解析学講究 1	5 単位
遺伝子解析学講究 2	5 単位
ゲノム学講究 1	5 単位
ゲノム学講究 2	5 単位
動物器官機能学講究 1	5 単位

動物器官機能学講究 2	5 単位
情報機構学講究 1	5 単位
情報機構学講究 2	5 単位
情報機構学講究 3	5 単位
情報機構学講究 4	5 単位
超分子機能学講究 1	5 単位
超分子機能学講究 2	5 単位
超分子機能学講究 3	5 単位
超分子機能学講究 4	5 単位
生体調節論講究 1	5 単位
生体調節論講究 2	5 単位
生体調節論講究 3	5 単位
生体調節論講究 4	5 単位
生体システム論講究 1	5 単位
生体システム論講究 2	5 単位
生体システム論講究 3	5 単位
生体システム論講究 4	5 単位
生体システム論講究 5	5 単位
物質理学講究 1	5 単位
物質理学講究 2	5 単位
物質理学講究 3	5 単位
物質理学講究 4	5 単位
生命理学プレゼンテーション講究	5 単位

#### 履修方法及び研究指導

- 一 A 類の授業科目のうちから 2 単位以上を修得すること。
- 二 B 類の授業科目のうちから 8 単位以上(生命理学専攻については特論から 8 単位以上, 特別講義から 5 単位以上)を修得すること。ただし, 指導教授の指導により他の専攻の B 類の科目又は他の研究科, 理学部, 若しくは他の学部の授業科目から 4 単位まで修得することができる。また, 素粒子宇宙物理学専攻及び物質理学専攻については, A 類科目を 2 単位以上取得した者は, 4 単位を上限に B 類科目の単位として認定する。
- 三 C 類の授業科目のうちから 20 単位以上(生命理学専攻については 15 単位以上)を修得すること。
- 四 研究指導については, 指導教授の指導を受けること。

#### 別表第 2(第 3 条第 2 項関係)

数理物理系プログラム  
 素粒子宇宙数理サブプログラム  
 (前期課程)

前期専門基礎科目	
先端物理学基礎 1	2 単位
先端物理学基礎 2	2 単位
先端物理学基礎 3	2 単位
数理科学展望 1	2 単位
数理科学展望 2	2 単位
数理科学展望 3	2 単位
数理科学展望 4	2 単位
前期専門科目	
素粒子	3 単位
高エネルギー物理学	3 単位
宇宙物理学 A	3 単位
宇宙物理学 B	3 単位
素粒子宇宙物理学特別講義 1	1 単位
素粒子宇宙物理学特別講義 2	1 単位
素粒子宇宙物理学特別講義 3	1 単位
素粒子宇宙物理学特別講義 4	1 単位
宇宙電磁気学	2 単位
磁気圏物理学	2 単位
電離圏物理学	2 単位
宇宙電磁環境学特論	2 単位
宇宙線観測学特論	2 単位
宇宙線物理学	2 単位
宇宙素粒子物理学	2 単位
宇宙線考古学	2 単位
惑星間空間物理学	2 単位
太陽物理学	2 単位
宇宙データ処理特論	2 単位
中層大気物理化学	2 単位
超高層大気物理学	2 単位
地球大気計測論	2 単位
大気化学反応論	2 単位
地球惑星大気科学特別講義 1	1 単位
地球惑星大気科学特別講義 2	1 単位
地球惑星大気科学特別講義 3	1 単位
地球惑星大気科学特別講義 4	1 単位
太陽地球系物理学特別講義 1	1 単位
太陽地球系物理学特別講義 2	1 単位
太陽地球系物理学特別講義 3	1 単位
太陽地球系物理学特別講義 4	1 単位

宇宙空間物理学特別講義 1	1 単位
宇宙空間物理学特別講義 2	1 単位
宇宙空間物理学特別講義 3	1 単位
宇宙空間物理学特別講義 4	1 単位
代数学概論 1	2 単位
代数学概論 2	2 単位
解析学概論 1	2 単位
解析学概論 2	2 単位
幾何学概論 1	2 単位
幾何学概論 2	2 単位
応用数理概論 1	2 単位
応用数理概論 2	2 単位
数理科学特論 1	1 単位
数理科学特論 2	1 単位
数理科学特論 3	1 単位
数理科学特論 4	1 単位
素粒子宇宙物理学講究 1	2.5 単位
素粒子宇宙物理学講究 2	2.5 単位
素粒子宇宙物理学講究 3	5 単位
素粒子宇宙物理学講究 4	5 単位
素粒子宇宙物理学セミナー1	2.5 単位
素粒子宇宙物理学セミナー2	2.5 単位
素粒子宇宙物理学セミナー3	2.5 単位
素粒子宇宙物理学セミナー4	2.5 単位
素粒子宇宙物理学セミナー5	2.5 単位
素粒子宇宙物理学セミナー6	2.5 単位
太陽宇宙環境物理学講究 1	5 単位
太陽宇宙環境物理学講究 2	5 単位
太陽宇宙環境物理学講究 3	5 単位
太陽宇宙環境物理学講究 4	5 単位
宇宙空間科学講究 1	5 単位
宇宙空間科学講究 2	5 単位
宇宙空間科学講究 3	5 単位
宇宙空間科学講究 4	5 単位
地球惑星大気科学講究 1	5 単位
地球惑星大気科学講究 2	5 単位
地球惑星大気科学講究 3	5 単位
地球惑星大気科学講究 4	5 単位
宇宙線物理学講究 1	5 単位
宇宙線物理学講究 2	5 単位

宇宙線物理学講究 3	5 単位
宇宙線物理学講究 4	5 単位
太陽圏プラズマ物理学講究 1	5 単位
太陽圏プラズマ物理学講究 2	5 単位
太陽圏プラズマ物理学講究 3	5 単位
太陽圏プラズマ物理学講究 4	5 単位
数理科学セミナー1	5 単位
数理科学セミナー2	5 単位
数理科学セミナー3	5 単位
数理科学セミナー4	5 単位

履修方法及び修了要件

- 一 前期専門基礎科目のうちから 2 単位以上を修得すること。
- 二 前期専門科目のうちから素粒子宇宙物理学講究，素粒子宇宙物理学セミナー，太陽地球環境物理学講究及び数理科学セミナーのうちからの 20 単位以上を含む 28 単位以上を修得すること。ただし，指導教員の指導により研究科の他のプログラム（物質物理サブプログラムを含む。）の前期専門基礎科目及び前期専門科目並びに名古屋大学大学院多元数理科学研究科規程（平成 16 年度規程第 153 号）別表第 1 の A 類の授業科目のうちから 4 単位を上限に前期専門科目の単位として修得することができる。

（後期課程）

後期専門科目

宇宙物理学 A	3 単位
宇宙物理学 B	3 単位
素粒子宇宙物理学特別講義 1	1 単位
素粒子宇宙物理学特別講義 2	1 単位
代数学概論 1	2 単位
代数学概論 2	2 単位
解析学概論 1	2 単位
解析学概論 2	2 単位
幾何学概論 1	2 単位
幾何学概論 2	2 単位
応用数理概論 1	2 単位
応用数理概論 2	2 単位
数理科学特論 1	1 単位
数理科学特論 2	1 単位
数理科学特論 3	1 単位
数理科学特論 4	1 単位

太陽地球環境物理学講究 3 5 単位

太陽地球環境物理学講究 4 5 単位

#### 履修方法

後期専門科目のうちから 2 単位を修得することができる。

#### 物質物理サブプログラム

##### (前期課程)

##### 前期専門基礎科目

アドバンス物性物理 2 単位

##### 前期専門科目

コア物性物理学 2 単位

コア生物物理学 2 単位

アドバンス生物物理学 3 単位

物性生物物理学特別講義 1 1 単位

物性生物物理学特別講義 2 1 単位

物性生物物理学特別講義 3 1 単位

物性生物物理学特別講義 4 1 単位

物性生物物理学講究 1 5 単位

物性生物物理学講究 2 5 単位

物性生物物理学講究 3 5 単位

物性生物物理学講究 4 5 単位

#### 履修方法及び修了要件

- 一 前期専門基礎科目のうちから 2 単位以上を修得すること。ただし、指導教員の指導により研究科の他のプログラム（素粒子宇宙数理サブプログラムを含む。次項において「他プログラム」という。）の授業科目を前期専門基礎科目の単位として修得することができる。
- 二 前期専門科目のうちから物性生物物理学講究 20 単位を含む 28 単位以上を修得すること。ただし、指導教員の指導により他プログラムの授業科目のうちから前号ただし書により修得し認定された他プログラムの授業科目と併せて 4 単位を上限に前期専門科目の単位として修得することができる。

##### (後期課程)

##### 後期専門科目

物性生物物理学特別講義 1 1 単位

物性生物物理学特別講義 2 1 単位

#### 履修方法

後期専門科目及び指導教員の指導により他プログラムの授業科目のうちから 2 単位を修得することができる。

## 化学系プログラム

### (前期課程)

#### 前期専門基礎科目

コア無機化学	2 単位
コア有機化学	2 単位
コア物理化学	2 単位
コア生物化学	2 単位

#### 前期専門科目

アドバンス無機化学	2 単位
アドバンス有機化学	2 単位
アドバンス物理化学	2 単位
アドバンス量子化学	2 単位
アドバンス高分子化学	2 単位
現代化学 1	2 単位
現代化学 2	2 単位
現代化学 3	2 単位
化学特別講義 1	1 単位
化学特別講義 2	1 単位
化学特別講義 3	1 単位
化学特別講義 4	1 単位
化学特別講義 5	1 単位
化学特別講義 6	1 単位
化学特別講義 7	1 単位
化学特別講義 8	1 単位
化学特別講義 9	1 単位
化学特別講義 10	1 単位
国際化学特論 1	1 単位
国際化学特論 2	1 単位
化学講究 1	5 単位
化学講究 2	5 単位
化学講究 3	5 単位
化学講究 4	5 単位

#### 履修方法及び修了要件

- 一 前期専門基礎科目のうちから 4 単位以上を修得すること。
- 二 前項のほか、前期専門基礎科目及び前期専門科目のうちから化学講究 20 単位を含む 26 単位以上を修得すること。ただし、指導教員の指導により数理物理系プログラム及び生物系プログラムの前期専門基礎科目及び前期専門科目のうちから 4 単位を上限に前期専門科目の単位として修得することができる。



(後期課程)

後期専門科目

国際化学特論 3 1 単位

国際化学特論 4 1 単位

国際化学特論 5 1 単位

履修方法

後期専門科目のうちから 3 単位を修得することができる。

生物系プログラム

(前期課程)

前期専門基礎科目

生命理学本論 1 2 単位

生命理学本論 2 2 単位

生命農学本論 1 2 単位

生命農学本論 2 2 単位

生命農学本論 3 2 単位

生命農学本論 4 2 単位

生命医学本論 2 単位

生命農学基礎講義 1 単位

生命農学基礎実験 1 単位

前期専門科目

生命農学特論 2 単位

循環資源学特論 1 2 単位

生命技術国際協力特論 1 2 単位

生命技術国際協力特論 2 2 単位

生命科学特別講義 1 1 単位

生命科学特別講義 2 1 単位

生命科学特別講義 3 1 単位

生命科学特別講義 4 1 単位

生命科学特別講義 5 1 単位

生命科学特別講義 6 1 単位

生命科学特別講義 7 1 単位

生命科学特別講義 8 1 単位

生命科学講究 1 5 単位

生命科学講究 2 5 単位

生命科学講究 3 5 単位

生命科学講究 4 5 単位

履修方法及び修了要件

一 前期専門基礎科目のうちから 4 単位以上を修得すること。

二 前期専門科目のうちから生命科学講究 20 単位を含む 26 単位以上を修得すること。ただし、指導教員の指導により数理物理系プログラム及び化学系プログラムの前期専門基礎科目及び前期専門科目のうちからそれぞれ 4 単位を上限に前期専門科目の単位として修得することができる。

(後期課程)

後期専門科目

アドバンス生命科学特別講義 11 単位

アドバンス生命科学特別講義 21 単位

アドバンス生命科学特別講義 31 単位

アドバンス生命科学特別講義 41 単位

履修方法

後期専門科目のうちから 3 単位を修得することができる。

名古屋大学大学院理学研究科規程の一部を改正する規程 新旧対照

現 行 条 文	改 正 (案) 条 文
第3条 各専攻（次項の数理物理系プログラム、化学系プログラム及び生物系プログラムを除く。）の授業科目，その単位数及び履修方法並びに研究指導は，別表第1のとおりとする。	第3条 （同左）
2 素粒子宇宙物理学専攻に国際プログラム群に係る数理物理系プログラム（素粒子宇宙数理サブプログラム）を，物質理学専攻に国際プログラム群に係る数理物理系プログラム（物質物理サブプログラム）及び化学系プログラムを，生命理学専攻に国際プログラム群に係る生物系プログラムを置き，その授業科目，その単位数，履修方法及び修了要件は，別表第2のとおりとする。	2 （同左）
3 （省略）	3 （省略）
（省略）	（省略）
別表第1（第3条第1項関係）	（同左）
（省略）	（省略）
素粒子宇宙物理学専攻（数理物理系プログラムを除く。）	（同左）
B類	（省略）
（省略）	（省略）
原子物理学特別講義 4 1 単位	（同左）
<u>大気放射学</u> 2 単位	削る。
<u>大気エアロゾル科学</u> 2 単位	削る。
中層大気物理化学 2 単位	（同左）
<u>大気エアロゾル化学</u> 2 単位	削る。
大気化学反応論 2 単位	（同左）
<u>地球惑星大気観測学</u> 2 単位	削る。
地球大気計測論 2 単位	（同左）
<u>大気物理化学</u> 2 単位	削る。
	<u>地球学特論</u> 2 単位
地球惑星大気科学特別講義 1 1 単位	（同左）
（省略）	（省略）
地球惑星大気科学特別講義 4 1 単位	（同左）
<u>宇宙空間プラズマ物理学</u> 2 単位	削る。
プラズマ宇宙物理学 2 単位	（同左）
<u>宇宙電磁気学</u> 2 単位	削る。
<u>磁気圏電離圏物理学</u> 2 単位	削る。
電離圏物理学 2 単位	（同左）

宇宙電磁環境学特論	2 単位	削る。	
超高層大気物理学	2 単位	(同左)	
(省略)		(省略)	
宇宙線物理学	2 単位	(同左)	
ガンマ線天文学	2 単位	削る。	
宇宙線観測学特論	2 単位	(同左)	
(省略)		(省略)	
宇宙線考古学	2 単位	(同左)	
太陽系外圏物理学	2 単位	削る。	
中性粒子線天文学特論	2 単位	削る。	
宇宙素粒子物理学	2 単位	(同左)	
(省略)		(省略)	
C 類		(同左)	
(省略)		(省略)	
地球惑星大気科学講究 4	5 単位	(同左)	
地球惑星大気科学講究 5	5 単位	削る。	
地球惑星大気科学講究 6	5 単位	削る。	
地球惑星大気科学講究 7	5 単位	削る。	
地球惑星大気科学講究 8	5 単位	削る。	
地球惑星表層科学講究 1	5 単位	削る。	
地球惑星表層科学講究 2	5 単位	削る。	
太陽地球系物理学講究 1	5 単位	太陽宇宙環境物理学講究 1	5 単位
太陽地球系物理学講究 2	5 単位	太陽宇宙環境物理学講究 2	5 単位
太陽地球系物理学講究 3	5 単位	太陽宇宙環境物理学講究 3	5 単位
太陽地球系物理学講究 4	5 単位	太陽宇宙環境物理学講究 4	5 単位
太陽地球系物理学講究 5	5 単位	宇宙空間科学講究 1	5 単位
太陽地球系物理学講究 6	5 単位	宇宙空間科学講究 2	5 単位
太陽地球系物理学講究 7	5 単位	宇宙空間科学講究 3	5 単位
太陽地球系物理学講究 8	5 単位	宇宙空間科学講究 4	5 単位
宇宙空間物理学講究 1	5 単位	宇宙線物理学講究 1	5 単位
宇宙空間物理学講究 2	5 単位	宇宙線物理学講究 2	5 単位
宇宙空間物理学講究 3	5 単位	宇宙線物理学講究 3	5 単位
宇宙空間物理学講究 4	5 単位	宇宙線物理学講究 4	5 単位
宇宙空間物理学講究 5	5 単位	太陽圏プラズマ物理学講究 1	5 単位
宇宙空間物理学講究 6	5 単位	太陽圏プラズマ物理学講究 2	5 単位
宇宙空間物理学講究 7	5 単位	太陽圏プラズマ物理学講究 3	5 単位
宇宙空間物理学講究 8	5 単位	太陽圏プラズマ物理学講究 4	5 単位
物質理学専攻 (数理物理系プログラム及び 化学系プログラムを除く。)		(同左)	
B 類		(同左)	
(省略)		(省略)	
有機合成化学特論	2 単位	(同左)	
アドバンス無機化学	2 単位	ケミカルバイオロジー概論	2 単位
(省略)		(同左)	
		(省略)	

C類		(同左)	
(省略)		(省略)	
<u>理論生物化学物理講究4</u>	5単位	(同左)	
<u>酸化物高温超伝導体講究1</u>	5単位	削る。	
<u>酸化物高温超伝導体講究2</u>	5単位	削る。	
<u>酸化物高温超伝導体講究3</u>	5単位	削る。	
<u>酸化物高温超伝導体講究4</u>	5単位	削る。	
		<u>計算生物物理講究1</u>	2.5単位
		<u>計算生物物理講究2</u>	2.5単位
		<u>計算生物物理講究3</u>	5単位
		<u>計算生物物理講究4</u>	5単位
光生態エネルギー講究1	2.5単位	(同左)	
(省略)		(省略)	
極低温量子物性講究4	5単位	(同左)	
<u>固体分光物理学講究1</u>	5単位	削る。	
<u>固体分光物理学講究2</u>	5単位	削る。	
<u>固体分光物理学講究3</u>	5単位	削る。	
<u>固体分光物理学講究4</u>	5単位	削る。	
機能性物質物性講究1	5単位	(同左)	
(省略)		(省略)	
(省略)		(省略)	
別表第2(第3条第2項関係)		(同左)	
数理物理系プログラム		(同左)	
素粒子宇宙数理サブプログラム		(同左)	
(前期課程)		(同左)	
前期専門基礎科目		(同左)	
(省略)		(省略)	
素粒子宇宙物理学セミナー6	2.5単位	(同左)	
<u>太陽地球系物理学講究1</u>	5単位	<u>太陽宇宙環境物理学講究1</u>	5単位
<u>太陽地球系物理学講究2</u>	5単位	<u>太陽宇宙環境物理学講究2</u>	5単位
<u>太陽地球系物理学講究3</u>	5単位	<u>太陽宇宙環境物理学講究3</u>	5単位
<u>太陽地球系物理学講究4</u>	5単位	<u>太陽宇宙環境物理学講究4</u>	5単位
<u>太陽地球系物理学講究5</u>	5単位	<u>宇宙空間科学講究1</u>	5単位
<u>太陽地球系物理学講究6</u>	5単位	<u>宇宙空間科学講究2</u>	5単位
<u>太陽地球系物理学講究7</u>	5単位	<u>宇宙空間科学講究3</u>	5単位
<u>太陽地球系物理学講究8</u>	5単位	<u>宇宙空間科学講究4</u>	5単位
地球惑星大気科学講究1	5単位	(同左)	
(省略)		(省略)	
地球惑星大気科学講究4	5単位	(同左)	
<u>地球惑星大気科学講究5</u>	5単位	削る、	
<u>地球惑星大気科学講究6</u>	5単位	削る。	
<u>地球惑星大気科学講究7</u>	5単位	削る。	
<u>地球惑星大気科学講究8</u>	5単位	削る。	
<u>宇宙空間物理学講究1</u>	5単位	<u>宇宙線物理学講究1</u>	5単位

<u>宇宙空間物理学講究2</u>	<u>5単位</u>
<u>宇宙空間物理学講究3</u>	<u>5単位</u>
<u>宇宙空間物理学講究4</u>	<u>5単位</u>
<u>宇宙空間物理学講究5</u>	<u>5単位</u>
<u>宇宙空間物理学講究6</u>	<u>5単位</u>
<u>宇宙空間物理学講究7</u>	<u>5単位</u>
<u>宇宙空間物理学講究8</u>	<u>5単位</u>
数理科学セミナー1	5単位
(省略)	
(省略)	
(省略)	
(省略)	

<u>宇宙線物理学講究 2</u>	<u>5 単位</u>
<u>宇宙線物理学講究 3</u>	<u>5 単位</u>
<u>宇宙線物理学講究 4</u>	<u>5 単位</u>
<u>太陽圏プラズマ物理学講究 1</u>	<u>5 単位</u>
<u>太陽圏プラズマ物理学講究 2</u>	<u>5 単位</u>
<u>太陽圏プラズマ物理学講究 3</u>	<u>5 単位</u>
<u>太陽圏プラズマ物理学講究 4</u>	<u>5 単位</u>
(同左)	
(省略)	
(省略)	
(省略)	
(省略)	

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。